

「伝法地区おでかけバス」の実証運行継続及び運行内容変更について

1 運行実績

令和2年10月から毎週水曜日の運行で開始した実証運行は、当初の利用は活発でしたが、コロナ禍の影響もあり、徐々に、利用人数・稼働率・1便当たりの利用者数が減少傾向となりました。

また、令和3年10月からは、利便性向上を目指し、運行日に火曜日を加えた週2日運行に変更しましたが、未だに利用状況は回復していません。

《これまでの実績》

令和2年10月 ～ 令和3年3月	利用人数：137人 稼働率：実稼働48回／稼働計画100回＝48% 1便当たりの利用者数：137人／48回＝2.8人	毎週水曜日運行
令和3年4月 ～ 令和3年9月	利用人数：36人 稼働率：実稼働24回／稼働計画100回＝24% 1便当たりの利用者数：36人／24回＝1.5人	
令和3年10月 ～ 令和4年3月	利用人数：35人 稼働率：実稼働19回／稼働計画192回＝20% 1便当たりの利用者数：35人／19回＝1.8人	毎週火・水曜日運行
令和4年4月 ～ 令和4年6月	利用人数：11人 稼働率：実稼働11回／稼働計画96回＝20% 1便当たりの利用者数：11人／11回＝1.0人	

2 実証運行継続と利用促進等に向けた取組

令和4年9月末で「伝法地区おでかけバス」は、実証運行開始から丸2年となります。現在の利用状況は低迷していますが、ワクチン接種等により、市民の移動が変化しつつあることや、固定の利用者がいること等を踏まえ、運行を1年間継続（延長）し、これを最後の実証期間とします。

また、延長に伴い、運行形態を以下のとおり、これまでの定路線型から、区域運行に変更します。

《変更点》

実証運行 期 間	変更前：令和2年10月1日～令和4年9月30日 変更後：令和2年10月1日～令和5年9月30日
運行内容	運行ルートの撤廃 停車場別通過予定時間の撤廃

※ 乗降場所数、運行本数、運賃の変更はありません。

※ 引き続き実証運行を検証し、運行内容変更による効果などを見定めます。

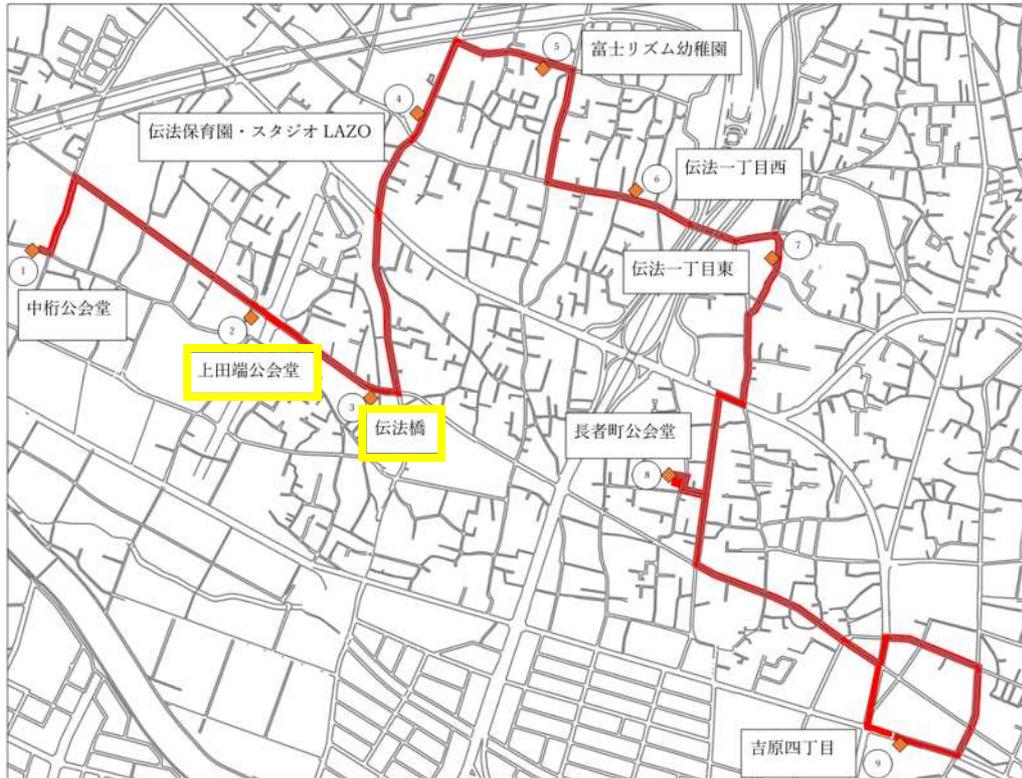
※ 沿線住民・施設等へのチラシ配架を通して、更なる利用促進を図ります。

3 運行形態の変更について

運行形態を従来の定路線型から、乗車・降車予約のあった乗降場所（旧停留所）を經由して、最短経路で目的地に向かうという運行方法に変更し、利用者の利便性向上を図ります。

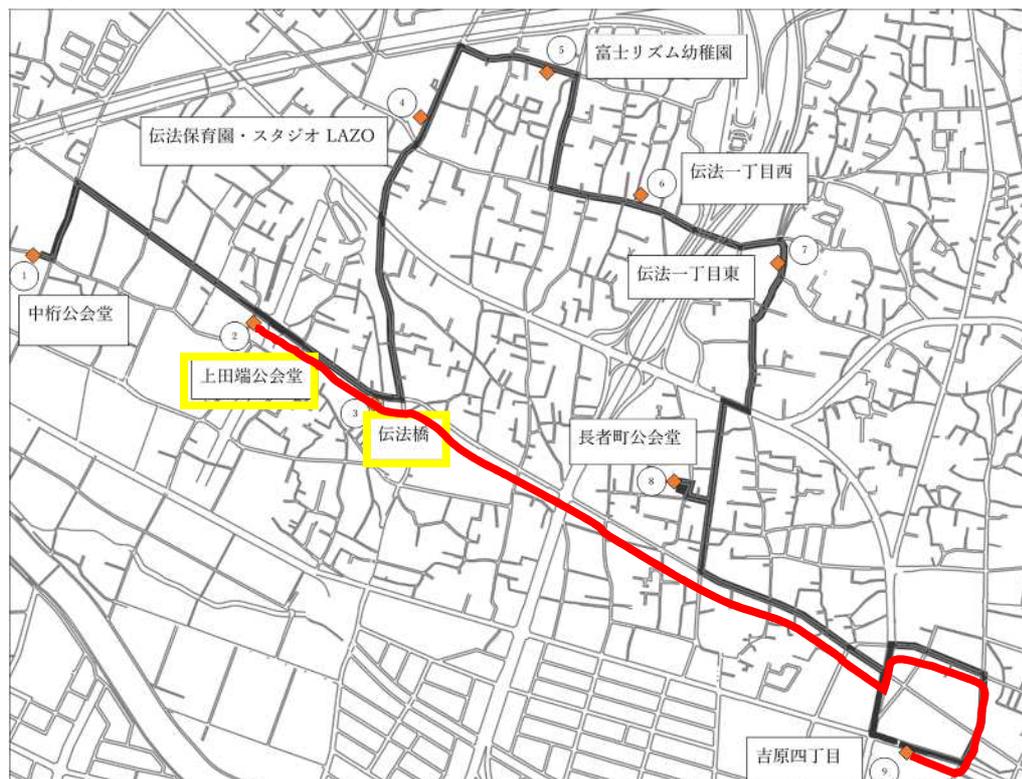
なお、それに従い、停留所別の通過予定時間（ダイヤ）は、撤廃となります。

【従来】



例として「上田端公会堂」「伝法橋」で乗車の予約があった場合、中桁公会堂を出発し、予約の無い停留所もすべて經由して吉原四丁目へ向かう。

【変更後】



例として「上田端公会堂」「伝法橋」で乗車の予約があった場合、各乗車場所を經由して最短経路で吉原四丁目へ向かう。